

医師賠償責任保険を  
ご加入いただくお客さまへ

## 重要事項のご説明

この書面では医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。  
お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。  
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。  
普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。  
申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票等への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。  
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。  
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
医師賠償責任保険	<p>&lt;医科開業医&gt; 賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約（自動セット） + 医療施設特別約款 + 人格権侵害補償特約（自動セット）</p> <p>&lt;医科勤務医&gt; 賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約（自動セット）</p>

#### (2) 補償内容

##### ■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
医師賠償責任保険	加入申込票等 <sup>(注)</sup> の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類等を行い、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

##### ■保険金をお支払いする主な場合

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

##### ■お支払いの対象となる損害

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

##### ■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」または加入申込票等の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 支払限度額等

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

### 2. 保険料

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」または加入申込票等の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

### 3. 保険料の払込方法について

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」をご参照ください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

**注意喚起情報のご説明** の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 加入時における注意事項(告知義務-加入申込票等の記載上の注意事項)

##### 特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票等<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票等<sup>(注)</sup>に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票等<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類等をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

##### 特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分を変更する場合
  - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
  - ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

##### 特にご注意ください

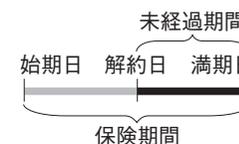
保険料は、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」記載の方法により払込みください。「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご速やかにお申し出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



### 7. 保険会社破綻時等の取扱い

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」をご参照ください。

### 8. 取扱代理店の権限

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」をご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱い

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師・医療施設賠償責任保険」をご参照ください。